

令和8年9月14日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和8年9月14日
(2) 事業者の氏名又は名称	石井 亮
(3) 処分等の種類	輸送の安全確保に関する命令
(4) 原因となった事故等の概要	令和8年3月16日に、石井 亮の使用船舶が東京都小笠原村において岩場に衝突する事故が発生しました。これを受けて、令和8年4月20日、同年6月23日、同年6月25日、同年7月3日及び同年7月6日に、海上運送法第25条第1項に基づく検査を石井 亮に対して実施したところ、適切な運航可否判断を行っていない等、当該事業者の安全管理規程で定める基準どおりの運用がなされていなかった事実が確認されました。
(5) 処分等の内容	以下に掲げる措置について、令和8年10月13日までに文書により報告すること。 ① 海上運送法第22条第2項において準用する同法第19条の10第1項に基づき、航路の変更があったときは、遅滞なく届け出ること。 ② 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。 ③ 運航管理者及び運航管理補助者は、安全管理規程第15条及び第16条に基づき、運航中の船舶と陸上にいる運航管理者代行又は運航管理補助者が常時連絡を取れる体制を確保すること。 ④ 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 ⑤ 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。 ⑥ 運航管理者は、安全管理規程第21条に基づき、運航

	計画を作成する場合は航路の安全性を検討すること。 ⑦ 船長は、安全管理規程第 24 条及び運航基準第 2 条に基づき、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとること。 ⑧ 運航管理者及び船長は、安全管理規程第 28 条に基づき、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等について、必要事項を漏れなく記録すること。 ⑨ 安全管理規程第 31 条及び運航基準第 7 条に基づき、基準経路を遵守すること。 ⑩ 運航管理者は、安全管理規程第 41 条に基づき、陸上施設点検簿に基づいて陸上施設を点検した上で、点検簿に記録すること。 ⑪ 船長は、安全管理規程第 43 条に基づき、自船に事故が発生したときに、事故の状況及び講じた措置について速やかに本社及び海上保安官署に連絡できるよう、連絡可能な手段を常時確保すること。また、運航管理者は、安全管理規程第 48 条に基づき、事故の発生を知ったときは速やかに運輸局等にその概要及び事故処理の状況を報告すること。 ⑫ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 53 条に基づき、運航管理補助者、乗組員等に対し、安全管理規程、関係法令等についての安全教育を行ったときは、その概要を記録簿に記録すること。 ⑬ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 53 条に基づき、事故処理に関する訓練を行ったときは、その概要を記録簿に記録すること。
(6) 違反点数付与状況	当該行政処分等により付された違反点数 35 点 (うち輸送の安全に関する違反点数 34 点) 当該事業者の累積違反点数 一般不定期航路事業 35 点 (うち輸送の安全に関する違反点数 34 点)